

第70回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成23年1月7日（金）
招集場所	米子市役所402会議室
会議	午後1時30分
出席委員	1番 石橋 明広 2番 福田 司 3番 小原 晋輔 4番 高西 史郎 5番 潮 秀男 6番 安田 浩 7番 松原 幹人 8番 隠樹 赴 9番 森中 喜輝 11番 林原 成子 12番 遠藤 泰三 13番 松林 貢 14番 井田 正 15番 唐来 新市 16番 竹中 忠美 17番 倉敷 敏成（部会長）
欠席委員	10番 角田 忠雄
事務局	仲田会長 渡邊事務局長 松浦主査兼農務係長 大許主幹 宅和主幹
日程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議席の決定 4 議事録署名委員の指名 5 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について オ 第43号 米子市農用地利用集積計画の決定について 6 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (倉敷委員)

(部会長挨拶)

現地調査に引き続き第70回農地部会を開催いたします。

初めに議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議がないようですので、議席番号11番の林原 成子委員と議席番号12番の遠藤 泰三委員にお願いいたします。

また今日の欠席は、旧米子の角田委員が欠席でございます。

新年の初めでございますので、会長の方からちょっと。

仲田会長

(会長挨拶)

議長 (倉敷委員)

それでは審議に入ります。初めに3ページの議案第41号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

始めに4ページ、番号42の大崎についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号42の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、規模拡大のため、自作地に近い農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は124aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございいますか。

1番（石橋委員）

譲渡し人の方は2年前に交通事故で体を悪くされて、営農が続けられないという状態が続いておりまして、かねてから売買の希望があったということで、買受人さんが経営規模拡大のため、自作地近くの農地1,907㎡を売買により取得しようとする案件でございまして、労力不足である売渡人側からの希望で売買することになったものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくご審議をお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございいますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号43の葭津について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号43の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、有限会社〇〇〇が規模拡大のため、社屋に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は**543 a**となります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さんからの報告がございますでしょうか。

1番（石橋委員）

この案件は、買受人が規模拡大のため、会社に隣接する農地**271 m²**を売買により取得しようとするものです。

双方の希望で売買することになったものです。許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしく願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に、番号44番の葭津について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号44の葭津について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が営農に便利な自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は**51 a**となります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんにか報告がございますでしょうか。

1番（石橋委員）

3年前から売渡人に頼まれ管理していた自宅近くの農地**379 m²**を売買により取得しようとするものです。

労力不足である売渡人からの希望で売買することになりました。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくご審議お願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようございますので、許可と決定いたします。

次に、番号45の大篠津町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号45の大篠津町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、営農に便利な自宅に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は65aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さんなにか報告がございますでしょうか。

1番（石橋委員）

買受人が規模拡大のため、自宅隣にある農地164㎡を売買により取得しようとするものです。

買受人からの希望で売買することになりました。許可要件については、特に問題ないと思われまます。審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号46番の下新印について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号46号の下新印について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が農地を効率よく利用するために、自作地に隣接する農地を交換により取得しようとするものです。取得後の経営面積は**218a**となります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

事務局から説明がありましたが、地元委員さんなにか報告がございますでしょうか。

9番（森中委員）

譲受人が、自作地の隣にある農地2,983㎡を交換により取得しようとするものでありまして、譲渡人からの要望により交換することになったものです。許可要件については特に問題ないというふうに思われますので、よろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんから報告がございましたが、何かご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に、番号47番の尾高について、事務局から説明をお願いたします。

事務局（宅和主幹）

番号47の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、世帯内における贈与であります。取得後の経営面積は**96a**で変わりありません。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願しております。お願いたします。

2番（福田委員）

譲渡し人は、高齢によりまして今後のことを考えまして世帯内贈与を行うと。譲受け人は譲渡し人の長男の奥さんになります。長男は現在病氣中でして、従って妻に贈与しようというものです。特に問題ないと思われますので、よろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんから説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に、5ページ番号48の尾高について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号48の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は68aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんにか報告がございますでしょうか。

2番（福田委員）

譲渡し人が高齢によりまして耕作不可能になったということで買主を探しておりましたところ、譲受け人が購入したいとありまして。ただこれ譲受け人が住所が米子の街中になっていますが、実際には、家が二箇所ございまして、地元尾高に元々の家があり、加茂町の方にも家があるもんですから、そちらが譲受け人の住所ですが、耕作上も支障はないものと思われまして、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号49の河岡について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号49の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が規模拡大のため、自作地に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は119aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして地元委員さんなにか報告がございますでしょうか。

2番（福田委員）

これも譲渡し人が高齢により廃農をしようとすることから、田んぼが隣り合わせになっております譲受け人が購入しようとする案件でございます。特に問題はないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、なにかご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号50の河岡について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号50の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は89aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局から説明がありましたが、地元委員さんなにか報告がございますでしょうか。

2番（福田委員）

この土地は、譲受け人が相続により取得している土地でありまして、遠距離のために耕作が不可能ということで、早期に売却

したいということで話があったものでございます。たまたま譲受け人が規模拡大で購入したいということから成約されたものでございますので、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号51、52の淀江町淀江について、関連ですので一括して審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号51と52の淀江町淀江について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人は、夫婦の関係である51番と52番の譲渡人それぞれから、現在借りて耕作している農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は990aで変わりはありません。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さんなにか報告がございますでしょうか。

15番（唐来委員）

先ほど説明がありました農地ですが、これは売渡し人が借り受けておられる方に、廃農のために買い取ってもらえないかということでだされたものです。それから現在借り受けて耕作している方に買っていただきたいということでこういう話になりました。以上です。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご質問ご意見等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号53の淀江町淀江について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号53の淀江町淀江について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は106aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんにか報告がございますでしょうか。

15番（唐来委員）

先ほどの51番52番と同様に、売渡し人が高齢化で農地を一括して手放したいということで、売渡し人からの希望です。買受人が規模拡大のため購入すると。農地2,792㎡を売買により取得しようとするものです。

許可要件については特に問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に、6ページ番号54の淀江町福岡について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号54の淀江町福岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は190aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんなにか報告がございますでしょうか。

15 番（唐来委員）

買受人が自作地に隣接する農地 140 m²を売買により取得しようとするものです。それは売渡人の方からの要望により、売買することになったものです。許可要件については特に問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7 ページ、議案第 4 2 号をお願いいたします。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法施行令第 1 5 条第 2 項において準用する、第 3 条第 2 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

議長（倉敷委員）

8 ページ、番号 4 6 の古豊千について、地元委員さん説明をお願いいたします。

9 番（森中委員）

今日 2 番目に現地調査をしていただきましたところです。日吉津地内に土建業者が土地を借りて資材置場と重機を置いておったんですが、今年の 3 月に返還をするということで土地を探しておりましたが、申請地を売却していただくような話になったようでして、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、そして実行組合の排水同意もあります。転用することについて問題ないということですので、審議をよろしくをお願いします。以上です。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号 4 6 について説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号47の下新印について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番（森中委員）

47番の議案であります。議案のとおり申請地は、2,959㎡であります。申請者が農地を交換をし、これはただ今審議いただいた3条申請の番号46とですが、農業用資材置場を準備し、それを長男に使用させるということでもあります。現在、牧草を周辺農場に分散して保管していましたが、一箇所にまとめて保管するということでもあります。春には、苗を作っているということで苗置場を申請地に集中して管理をしてやると、秋からはもみ殻、堆肥用資材置場として利用して、季節的に農業用機械の置場としても利用する計画ということでして、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もありますので、農用地区域内の農地を農用地区域内の農業用施設用地に用途変更して、農業用資材置場にすることですので、農業用資材置場にすることについてなんら問題ないと思いますので、審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長（倉敷委員）

番号47について、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号48と49の橋本について、関連でございますので、一括審議したいと思います。

それでは、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

13番（松林委員）

橋本の土地、現在家が建っております。そこにご夫婦が住んでおられますが、その子どもさんが事業の関係で島根県に住んでおられますが、夫婦と子どもさんが帰ってこられるために、現在入っておられます夫婦が隣接地に増築をして入ることによって申請されたものです。それに伴いまして、建築のために進入路がありませんので、一部農地を借りられまして、進入路で49番がありますので、そういうことを踏まえて、審議をよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

番号48、49について、地元委員さんから説明がございましたが、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ番号50の橋本について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番(松林委員)

先ほどご承認いただきました土地の件ですが、入り口に進入路の関係から、今度帰ってこられますので、駐車場と進入路が狭いために広げるものでして、一括して関連しますのでよろしくをお願いします。

議長(倉敷委員)

番号50について地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号51彦名新田について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番(安田委員)

51番について説明します。彦名新田の畑で、面積は346.57㎡です。

申請者は、現在、彦名町の干拓地で耕作しておられ、今後、彦名干拓地で規模拡大を計画しておられ、農業用倉庫を建築し、農業用機械の格納、農作物の出荷調理に利用する計画です。土地改良区の同意もあり、なんら問題ないと思われますので、審議をよろしくをお願いします。

議長(倉敷委員)

番号51について地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号52の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（竹中委員）

52番の議案について説明いたします。申請者は、議案のとおりです。申請地は、夜見町の畑で、面積は277.18㎡です。

申請者は、建築物の基礎などを中心に建設業を営んでおられます。従業員及び作業用トラックの駐車場、建設用資材置場として計画されたものです。土地改良区の同意など関係者の同意もありますので、転用することについて問題ありませんので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

番号52について地元委員さんから説明がありましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号53、淀江町西原について、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

15番（唐来委員）

53番の議案について説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は淀江町西原の畑で、面積は328㎡です。

申請者は、現在、淀江町佐陀に住んでいますが、西原の実家に帰る予定です。西原の住宅には駐車場がないため、申請地に駐車場及び簡易な物置を設置する予定であります。また実行組合の農道使用の同意、隣接耕作者の同意もあります。

住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、第2種農地に該当すると思われれます。転用することについて特に問題はありませんので、審議をよろしく申し上げます。これは親子でございます。贈与という形です。以上です。

議長（倉敷委員）

番号53について地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号54の淀江町淀江について、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

15番（唐来委員）

54番の議案について説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は、淀江町淀江の水田で、面積は902㎡です。

申請者は、親子であります。現在の住宅が軽自動車も進入できない場所にあり、別居しております。この度、住宅を建築し同居をして農業を継承するものです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。また汚水は公共下水道に接続するようにしています。駅から300mの農地で、第3種農地に該当すると思われ。転用することについて問題ありませんので、審議をよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

番号54について、地元委員さんから説明がございましたが、ご意見質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号55の中間について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（高西委員）

55番の説明をします。一番最初現場を見ていただいたところですが、あそこは淀江の砂丘地帯、淀江支所の信号がある先に大川がありますが、それから西に畑地帯ずっと9号線の、それから9号線から山陰線の中の砂丘地帯が約50ha弱ありますが、それが昭和38年頃に、佐陀川の伏流水を県から水利権を得て、それから灌漑施設をして今日まで来てます。

佐陀川から伏流水を取る施設が老朽化して、その中で大山パイロット事業、今から45年位前に計画されたわけですが、今から7年前位になりますが、江府町の下蚊屋に国営のダムが出来て、それで45年前に計画されたダムが、出来たのは45年後ということで、皆さんもご存知のとおり農業がその当時とは大変変わってきてしまって、水の需要が落ちておると。今現在、需要が、ダム供給量に対して15%くらいしかないわけですし、それで国も県も白浜土地改良区に水取りをしてほしいということですね、いろいろあって、敷設替えを条件ならということで、平成19年から試験的に水をもらって、平成20年は一年段階的に無料で水

を供給してもらって、21年から水の使用料を払っているというなかで、どうしても45年前に作った昭和38年に敷設したものですから、パイプも石綿管です。石綿管というのは耐用年数は30年位しかないわけですが、50年近くたっているわけですので、非常に破損が多い。特に西部地震のときなんかは多かったわけですが、従って、維持管理も非常に金がかかって、今1反当たり通常賦課金1万2千円になったわけで、全国的にも高い状態で。それで県の方をお願いして、敷設替えをということで、県にも国もですね。最終的に19年だったのですが、その当時農林省からキャリアで若い課長が来てましたが、本当に農業をする気があるのかということで、農業をする気がないのならば国民の血税でそういうことをするわけにはならんがと。そういうことはない。合併する前は、淀江出身の委員はよく知っていると思いますが、淀江支所の信号から東側は、その当時の町長は住宅地域にすると、それで市営住宅も建てるしというところでしたが、合併間際になって、あるいは合併して立ち消えになって今日に来ている。それで敷設替えをお願いしたときには、本当にそういう考えでいるなら補助金を付けて、県営で事業をやろうということになって、県営にのせるには、50haが切れますと県営にのれないわけですので、県営だと受益者負担が15%ですが、50ha切れますと団体営になりまして35%になるわけですが。それでは農家は非常に困るので、それで大山パイロット事業の中に組み入れて、大山パイロット事業の中の大山町と淀江町とで大淀地区ということで決まっています。本来その工事は今年平成22年で終わる予定だったんですが、それを事情を説明し行政にお願いし、そうして大山パイロット事業の中の大淀地区に入れていただいて、22年度に事業が終わるものを延長して、平成20年から事業にかかって、今までに約1億5千万の金が、税金使って工事しているわけですが、最終的には約4億かかりますけども。

その中で、いってもそこはほとんど農振除外地域です。

それで、ここも申請が出てますが、申請が出たときに、片腹では血税を1億5千万も使って、片腹では農振除外地域だということで、こういうことではおかしいじゃないかといって、県はどういった考えを持っているかと県に相談したら、「いや、それは農振除外地でも、そういうものに採択されて事業が進んでいけば、それと同じ取り扱いをする」ということを聞いて、地権者が申請をされたときに、そういうことを行政、米子市の農林課に建てられる業者〇〇〇〇ですが、行ったけども農林課が何も言わなかったというわけです。

それで、地権者から改良区に意見書を求められたので、改良区でいろいろ審議をして、そうして県とも相談をして、皆さんのお手元に意見書が、22年10月12日に意見書というのが、申請者宛に白浜改良区から出ています。これは、県の担当課とどうし

たらしいのかということで、ありのままを書いて意見書に付けなさいということで、県と相談をしてこういう意見書ができました。

これを添付して事務局に申請があつてですね、途中で一回取り下げが出たわけです。それで取り下げが出て、今度は後日お手元に白浜土地改良区の理事長宛に、地権者からお願い書というものが出来、こういう意見書が出てます。

うちに申請者さんが、11月19日にこられまして、3時間ほどいろいろ背景などを説明して、結果どうなるか分からないが、米子市の農業委員会で審議してどうなるのか、あるいは米子市で通っても県で、県の委員会で通るか通らないかよう分かんないと、最終的には県も通っても知事がどう考えるかと、最終的には知事が許認可権を持っているということをお話しました。

そうする11月28日に〇〇〇〇さんがまた家にこられて、2時間くらいいろいろ話を聞いたり背景をお話したりしまして。

そうしたら、農林課に行ったら、農振除外区域だから良いといわれたと。最初そういう話を聞いていたらそういう話はなかったと。それで白浜土地改良区でもこういう話があったときに、県にどうしたらいいか相談したときに、いろいろ言われて。税金が、もう20年から使つてあるものですが、なぜそれが分からなかったのかと。それで農振除外地域でも、こういうことだったらどういふ具合になるということをお農林課と農業委員会の事務局によく説明しとけとこう言つて、それで課長が「両方には説明をよくしときました」と、たぶん事務局には説明があつたと思ひますが。

それで、税金を使つてそういうことになっているにもかかわらず、市の職員も分からなかったということのようですから、分からなかったというのは、横の連絡が悪くてかどうかは分かりませんが、米子市も補助金を、国が50%、県が25%、市が10%負担しているわけですから、そういうことが分からないということはね、いまさら分からなかったことを責めてもどうしようもないですが、県の方には担当課長にはよく説明しとけと、よく説明しときましたとあつたわけですが。

それと、地元の隣地の人もなかなか同意されなかったわけですね。なぜかという、特に淀江の大和校区、佐陀に佐陀川から西9号線側に住宅できてますけども、非常にトラブルが起きるわけですね。それは、どういうことかといいますと、地権者はアパートを建てるときには、隣地の人の言われることは何でも聞きますということだけでも、特にアパートについては、住む人と地権者が違ふものから、トラブルが多いです。隣地の人も最初はいけんということだったようですが、言われれば、なかなか最後までいけないとはいへなくて、いろいろ厳しい条件を言われたようですね。

しかし、同意書には、条件を書く欄がありますが、条件がなにも書いてない。それで地元の人に、それだけ多くの条件を付けて同意したというなら、なぜ付帯条件のところ具体的に書かれなかったのかと。

13 番（松林委員）

だいたい分かりましたけどね、一つ思うのは、今の 50h a が基準で、基準が下回れば県営、じゃ、今 50h a クリアしているから事業が出来ると。万が一この 1 反ほどが、これがなくなったら 50h a のクリアが出来るか出来なくなるのが問題で。

4 番（高西委員）

いや、今 50h a 切れてます。ただ、あと残った人が負担しないといけません。それと当時この人からも同意書が出てるわけです。

一番心配しているのは、農振除外でこれをやったら、農家の人、組合員が全部もろ手を挙げて賛成しているわけじゃない。極端なことを言えば半分は賛成して半分は反対、反対じゃないけど脱退させてくれと。それは農業が儲からないから、それから地権者は半分くらいは人に貸している。それを、灌漑施設もなければ人に作ってくれといっても作られんだろうしということをお願いしながら同意書を貰った。

そうすれば、今度は事業はそうになっているが、もう一方でいけんといっておいて、あそこにアパートを建てるなら、わし等もこの際脱退するわと。これが通れば、今度はまた不動産屋が、あそこは除外だからと営業をかけてくれば、今度はなぜあの人は良くて自分らはいけないのかということが出てくるわけです。

今朝、県の課長が電話をかけてきましたが、あと 2 年で交換させようとおもうけども、こんな時代なのでひょっとしたら 3 年位かかるかもしれないと言っている。掘ってみないと分からないところもあって、工事費もかかっていることもあって。だから当初計画より伸びるかもしれないと。

そうすると、この間こういうことが出来れば歯止めがきかんです。それが例えば、工事をした後アパートを建てれば脱退金が 100 万位かかる。しかし採択されて工事は始まっているが、工事が終わってないので、100 万の脱退金を請求するわけにはなりません。あと残った人が負担しないといけない。維持もしないといけない。

それは別としても、さっきもいいました事情なものですから、本来なら最初県とも相談して意見書が付けたのが、さっきも言いましたように白浜土地改良区の理事長があれを差し替えてなんとかということがありました。

それで、審議していただくときに、慎重に審議いただくのはもちろんですが、認める認めないがあると思います。ですから認める認めないはきちんと採択は挙手でもって、賛成する場合も、あるいはこれは認められないという場合も、具体的に議事録に

残しておいて、後日禍根が残らないように、きちんとしてほしいと思います。

13 番（松林委員）

お願い書の最後にパイプラインを変更除外して、農地転用させていただけるようにお願いしますと。パイプラインがメインになって、土地改良区の審査をね。パイプラインのことを土地改良区が言わないと、これを協議してないものを、それを先しておいてもらわないと皆さんが賛否とれないと思うよ。

4 番（高西委員）

パイプラインの変更除外というのは、どういう意味で書かれたかよくわからんけども、畑の中に、今佐陀川からきているパイプが入っているわけです。地権者のね。そのパイプを途中で、ここまで来るには早くて 2 年、遅くて 3 年かかりますから、今通っているパイプは生きていますのでね。石綿管で。例えばですよ、アパートを建てられて建物に被害が出たときは、改良区で負担しろというのは問題があるので、建てるなら今のパイプを移設するよう申し入れてある。

13 番（松林委員）

これ見ると、今下蚊屋から来ているパイプを何年間かけて整備する分で、暫定的に昔の分があるということで、今下蚊屋からくるけどそれを除外してくれという意味合いにとれる、これを読んだらね。

4 番（高西委員）

除外というのは、こういうことだから認めてくれと、区域から外してくれということだと思う。

2 番（福田委員）

両方あるんじゃないの、パイプラインが今生きているやつも、それが生きたままだと困るわけだから、それも迂回させて。

4 番（高西委員）

いや、今のパイプは自分で移設するといってますので。それは地元と話してのんだようだから。

だから除外というのは、大山パイロットの大淀地区から除外してくれということです。

9 番（森中委員）

地区から外してほしいという意味なのか、工事した後にもこのパイプが支障をきたすから取ってほしいという意味なのか、そのあたりは。

4 番（高西委員）

いや、それは除外してくれということです。除外してくれ、そうすれば自分はアパート建てるからということ。

9 番（森中委員）

そうすると、改良区として除外しても良いかどうかの判断はどんなふうにするの。

12 番（遠藤委員）

そのあとの日付で、11月26日で、許可は差し支えないという意見書が出とりますが。

4 番（高西委員）

だから今言ったが、経過を。

12 番（遠藤委員）

最終はこの意見書じゃないですか。

4 番（高西委員）

だから今言ったが。理事長の専決事項でやった。現状はそうになっている。

9 番（森中委員）

事務局にちょっと聞きたいが、そういった地元委員さんの説明を聞いたりして、申請が出たということは、だいたいどの辺を把握して受けたということで今日の議案になっているのか、その辺の経過はどうなってますか。今の説明があったことも含めて。

事務局（大許主幹）

一応把握しています。

9 番（森中委員）

それで、県なりと相談して、これは問題ないということで受けたとこと。

事務局（大許主幹）

申請が出てまして、県の転用の担当のところについて相談しまして、それから今度はパイプラインの工事の、大山・弓浜農業用水対策室というところが事業主体で、大淀畑総、今淀江の支所あたりからやってきております。

一番問題になるのは、畑灌施設が工事の区域に入っておりますので、転用することによってそのところ変更が出来るのか聞

きに行きました。12月20日です。用水対策室は〇〇室長、〇〇技師、それと転用担当の〇〇〇、それから私と松浦主査とで行きました。

見解としては、大淀畑総の計画区域であります。現在まだ工事にかかってないところですので、土地改良区や土地所有者からの工事区域の除外の申請があれば、県としては、軽微変更ですんで工事区域からの除外は可能であるとの返事を貰っています。

9番（森中委員）

それで、そういうことだけでも、変更するにあたっては、改良区の同意書とかは必要としないわけか。

事務局（大許主幹）

申請してくださいということです。

9番（森中委員）

改良区からの。

事務局（大許主幹）

同意といいますか事業主体は県ですが、土地改良区も事業主体の一部でありますので、土地改良区も同意されないとはいけませんので、土地所有者さんも同意され、そうすれば県としては、軽微変更であるので可能ですよと聞いております。

9番（森中委員）

同意書というのは。

事務局（大許主幹）

同意書というか手続き的にはよく分かりませんが、申請があれば可能であると。

9番（森中委員）

申請があればということだけど、これが出たということは、同意があつて出したということではないのか。

事務局（大許主幹）

このところで意見書がでております。土地改良区の中でどういう経緯があつたかどうかは分かりませんが、11月26日の意見書では差し支えないということで出てきてますので、それを受けて記載しています。

9番（森中委員）

いやそれで、意見書が出たということで、この意見書に基づいて県もいいですよという話か。

事務局（大許主幹）

実際まだ工事にかかって自主設計もしてないんで、具体的になったら、するようになったときに、そこを除外してくれといった場合は。

4番（高西委員）

設計はしとるよ。

事務局（大許主幹）

変更は可能だと聞いています。

9番（森中委員）

変更は可能だと、軽微変更は可能だということだけでも、軽微変更する仮定として、軽微変更をしてもいいよということについての土地改良区の同意は必要がないのかどうか。

事務局（大許主幹）

そのあたりの手続き的なことについては、具体的には聞いてませんが、工事はまだあそこまで行っておりませんので、可能であるということでは理解して帰りました。

9番（森中委員）

それはね、これからまた出てきたときに、こういった前例があるので、他から出てきたらまたしないといけないという心配もあるという話だったものだから、改良区の考え方として、どういう考え方で軽微な変更すればどうかということが重視されると思うので聞いてみた。

2番（福田委員）

事務局にちょっと聞いてみるけども、今の話で行くと、事務局が聞いた話でいくと、ここも認められたのだから今のうちに自分も外れようというのも当然出てくると思う。場所的にいってあそこら辺は。そういうものを全部受けるんだろうか。未着工であるし個別にいけば軽微な変更だわな。10件出てこようと20件出てこようと。そういうのは、全部未着工ということで変更がきく段階においては全部受けてくれるんか。それが高西さんも一番心配なところだわな。

1 番（石橋委員）

誰か作っておられるんですか。ここにはなんか草が生えて草刈で。

4 番（高西委員）

いや借りて。長男さんが亡くなられてからはちょっと荒れておったけども、借りて作っておられた。

現在は申請を出されたので、現在は採った跡で更地になってます。

9 番（森中委員）

いいかな。10月12日の改良区から組合員宛に意見書が出てるわね。これについては、農地転用については適当でないと考えるところあるわな、こういった意見にもかかわらず、こういった申請を、ということを経済的な変更というのは、県としては、工事することについて、これから計画するのでそれについては軽微な変更だから問題ないよという軽微な変更もあるし、それから軽微だから地区から除外しようという軽微な変更もあるだろうし、両方考え方があると思うけども、この意見書を見る限りは、改良区は農地転用はいけませんよという意見書がある。そういうことになると、この申請からみるとちょっと問題があるなという気がするな。

事務局（大許主幹）

経緯を説明しますと、農地法5条の申請書が、22年10月18日付の郵便で送られてきてました。書類がそろっていたんで受け付けました。よく読んでいたら、左側の意見で、記のところで、土地明細記載の土地は、県営畑地帯総合整備事業に編入された土地であり、また、現在パイプラインの更新事業に着手されているため、本土地改良区としては、農地転用及び地区除外については、適当でないと考えるということの中身でしたので、部会にかけても許可にならないよということで、申請者に連絡をとりました。電話では中身の話が出来ませんので、事務局に来ていただきました。10月20日に申請者と土地改良区の理事さんが事務局に来られました。土地改良区からこういう意見書が出ているので、かけてもとても難しいじゃないかということで話しをしました。取下げ願が21日に出ました。11月にかかる案件でしたが、取下げができましたので、議案にはのりませんでした。

来られた日に、帰りに土地改良区の理事長の所にちょっと寄るということで、申請者と地元理事が理事長宅に行かれたということです。

今回の申請は、12月13日付けで、郵便でまた送付されてきて、中身も土地改良区の意見書も今度は右側の意見書が付いて申

請が出てきましたので、書類上は問題なかったのを受けて今回の議案に載せています。

4 番（高西委員）

事務局はそこで、最初はこういう意見書が出たが、今度は真反対のものが出たことは疑問に思わなかったのか。

事務局（大許主幹）

真反対ですが、土地改良区の意見書が変わったことについて、そこまで詮索することについてはどうかと。

4 番（高西委員）

今日も、白浜土地改良区の理事長がそういうことを知っているか分からないが、一方では今日中四国農政局からこういうもの入れているが、普通のものならそう思うよ。意見書は県とも相談して、いい加減なことではいけないということで、市の土地改良協会の局長に作ってもらった。

9 番（森中委員）

そういうことで事務局は受けたということは分かった。

それでね、私の意見としては、改良区はいいという言い方をしながら、一方地元の農業委員さんはそういったことでいけんと、はっきりいけんとは言っていないけども。その辺を整理してもらわないと、ここで結論がでない。挙手とか何とかいうことで結論出す問題じゃないと思うが。

7 番（松原委員）

判断しかねるな。

2 番（福田委員）

これ説明から相当時間も経過してますが、今までの農業委員会農地部会のあり方というのは、原則的にいえば全員賛成というのが建前ですね。やはり疑問があつて、やっぱりもっと詰めてもらわないといけないということになれば、さっき森中さんが言われるように、やっぱりこのまま審議をしていくわけにならないだろうという気がする。やっぱりもう一つ、地元の意思確認、これをはっきりした、今後のことを含めてのあれですからね、今のこの問題は。今後どういう具合に改良区としても考えていかれるのか。どう取り扱っていかれるのか。その辺をはっきりしてもらって、それから再度出されるんなら出される、これを認めようといわれるのか或いはもう出されないのか。

13 番（松林委員）

意見書として、11月26日には改良区から出てますけど、こういった意見が出るということは、もう一度中身の問題を整理してもらわないと、審議するしないの問題じゃなしに。今日はね。再度。

2 番（福田委員）

どうしてもね、申請人がそれでは納得でないと、進達してくれということになれば、今の意見をつけて、現状では妥当ではないと、許可は妥当ではないという意見を付けざるおえんと思いますね。そういうことだと思います。もうちょっとよく考えてもらえないですかね。

9 番（森中委員）

いや、経緯もいろいろあると思います。計画の軽微変更ということもあるでしょうし、除外するというのも軽微だというふうにととれば除外だということもあるでしょうが、その辺両方あると思うんですが、地元でこういうことでまどもめているところを我々は、私は、この場で良い悪いを決めるのはちょっと無理じゃないか、難しいなと思います。

4 番（高西委員）

いや、常識的に考えて、事業は始まって、1億5千万も税金を使っておいて、本人も同意もあって進めておいて、さっきも言ったように全員が賛成していたわけじゃない。ここに林原委員さんもおってだが。半分くらいは除外してくれと、それを説得してここまで来ているのに。まだ事業の採択もされん、これから同意書でも取るというところなら話は別だ。でも事業は始まっている。そうすると今度残った人が負担しないといけない。最初は、そういう具合で意見書はこういう意見書が出たが、泣き付かれて、それで今度はこういう意見書が出てきた。事務局もその辺の整合性はどうかということを理事長に聞かないといけない。元々は〇〇〇〇も言った、農林課で、農林課は農業委員会の事務局と違うといえればそれまでかもしれんが、そういうことを最初に言っていたら進めなかったと言った。だけでもそういう説明が全くなかったものですから、要するに、そこは農振除外ですので大丈夫ですからということから始まったとっていた。

13 番（松林委員）

理事長が判を押すということは、理事会もあって協議してあるでしょ。

4 番（高西委員）

理事長の専決処分だもん。それなら、そこまで理事長が言うならもう言わないと。理事長の専決事項だということ。

6 番（安田委員）

これを許すと次々また出るよ。

4 番（高西委員）

今度は、この問題じゃないけども、改良区の中でも問題が起きてくる。

11 番（林原委員）

言うといけんですけど、実際同意書の判を押すとき、儲からないのにとという人も結構ありました。

4 番（高西委員）

それを説得して、そんなこと言わずにということでお願いしている。

9 番（森中委員）

それは、我々がここで協議する必要はないが、地元でその辺はね、整理してもらわないと。

4 番（高西委員）

それは、改良区のどうこうはここではなんの関係もないこと。だけども税金を使って区域に入っているにもかかわらず、そういうことも分かっているの、農業委員会は農業委員会の判断をしてもらえばいいと思っている。農地法も変わったことだし。

農業委員会において農地法も変わった。1 億 5 千万も税金も使ってやっている、そういうことがわかっていて農業委員会で認めますというのはおかしいと思う。

議長（倉敷委員）

これを次々認めれば、これに習って、あれがして自分はなんで出来ないのかということが絶対出てくる。

これはもう少し慎重にやって、ここで結論出さずに、もう少し事務局と白浜土地改良区ときちんと詰めた話をさせていただいて、そうしてはっきり結論が出てから審議したらどうでしょう。次々なし崩しにやられると困るのは残った農家で、多く払わないといけないとか。もう少し時間をかけても良いじゃないかと。

4 番（高西委員）

それはかまわないが、農業委員会としては、現状がどうなっているかをよく見て判断してほしいと思う。区域を大淀地区の中

に入れて工事を採択して、税金をつぎ込んでいるにもかかわらず、今度は農振除外になっているから良いと仮に米子になったとすると、今度は、会長が県の農業委員会ではそういう背景をきちんと説明してほしい。それに対して県の農業会議の委員さんがどう言われるのか。

13 番（松林委員）

そうしたら、今聞いた。いろんな意見もあったと思うので、継続審議してもらって、次の委員会でより良い意見を考えた方がいいじゃないでしょうか。

9 番（森中委員）

これはどうかいな、継続できるだかいな。

事務局（松浦主査）

継続したものはあります。法的には直接出すルートもあるかもしれませんが、あくまでも説明をして待っていただくと、委員会でちょっと疑義が出ているので待ってもらおうと、継続の了解を取った方がいいと思います。

（継続の声あり）

事務局（松浦主査）

この先内容をどう詰めていくのか、関係者の聞き取りも含めて、事務局だけでなく、農地部会の委員さん、例えば部会長に任せるのか、役員さんに、或いはそれ以外の委員さんを含めて関係者から意見を聞くとか、こういった形を取らせていただけたらなどと思います。

2 番（福田委員）

役員さんと、地元委員と。

仲田会長

白浜土地改良区は来てもらわないと。

4 番（高西委員）

自分みたいに、一人の人を考えずに会全体のことを考えながらものを言う人と、泣き付かれたから個人的にするものと。それは賢明なあなた方の判断でやってもらえばいいと思う。それで仮にこれが米子市の農業委員会で認めようとなったのなら、

会長は県では、背景はこうだったときちんと説明していただいて。何度も言うけども。

6 番（安田委員）

他地区の農業委員は賛成できません。高西さんが地元で反対されるのに。

4 番（高西委員）

私は、直接県の担当課に交渉した。〇〇課長と。本当に百姓されますかと。その中でお願いをして、そうして県の担当課がうんといつたので、県の財務担当課が現場を見て。それが実際現場を見て。

仲田会長

内情は今聞いて分かりましたが、県も良い、土地改良区も良いといってるわけですが。

4 番（高西委員）

いや、土地改良区はいけんといっていた、最初は。それで地権者や〇〇〇〇にはありのままこういうことだからどうなるかわからないと、米子市の農業委員会をとおっても、県の農業委員会がいけんと言うかもしれない。或いは米子市もとおり県の農業委員会もとおっても知事が最終的にいけんというかもしれない。それでありのまま説明して、決まったことには従ってもらわないといけないといったらそれは分かっていますということだった。いけないときにはいけないときちんとした理由がほしいというのでしたので、事務局にさせますと。

言いたいのは、最初からこれが、後からでもつだけ出たなら何もいわん。事務局が最初受けておって、これでは通りませんという泣きついてこういうものが出てくる。最初はこういう意見だったのになぜとそのときは整合性を正さないといけない。

12 番（遠藤委員）

それが出たから、白浜改良区で協議されて新たな意見書が出たんじゃないですか。言われるのは分かりますが。

9 番（森中委員）

いずれにしても、出てきたやつ前にやったから農業委員が責任を取れということになったのではいけないわけですし、従って地元委員さんが賛成はしにくいということになれば、地元改良区とすり合わせしてもらわないと、私も賛成とも反対ともよういけません。

2 番（福田委員）

少なくとも地元委員さんが、これは反対だと言われることは、他の地区じゃなしに本当に地元の代表としての意見ですから、それは最優先で尊重されるべき意見ですから、やはり今回の件について高西さんが賛成できないと言われたら、これはやはり米子市の農業委員会として認めるわけにはならないと私は思います。地元委員の意見ですのでね。

1 番（石橋委員）

客観的に見ても、事業が分裂してしまうような状態なので、傍から見ても不安です。そういうのを賛成です反対ですというのはなかなか判断も出来ません。

農業委員会の地区は違うんですが、傍からみても危なっかしい話だなと感じますし、また高西さんもリーダーシップがもうこれから取れなくなるんじゃないかと思うんです。心情的にね。

4 番（高西委員）

いや、そうです。第一ね信用がなくなる。さっきも言ったように、行政に対しても、それから組合員に対しても。何回も言うけども、もろ手を挙げて皆さん賛成したわけじゃない。中には本当に気の毒だなという人もあるが、それをお願いをして、その代わり作られる人を探しますからと、そうして賛成してもらっている。林原委員さんもよく知っておられる。

議長（倉敷委員）

そうしますと、この件につきましては、継続審議で、もう一度。

事務局（渡邊局長）

事務局にといわれましても、すべてを事務局に全てを投げ出されても困りますんで、やはり部会の役員さんそれから地元委員さんに入っていて、調査をして、次回の部会のときには報告をさせていただいて判断していただくと。何ヶ月これをもっておくわけにはなりませんので。今の話、事務局だけで判断といわれても、最終的には、これは許可これはだめという部分を決定していただくのは、委員さん一人一人のご意思ですので、そういう部分では、やはり役員さんと地元委員さんには入っていて、ご報告を皆さん方にさせていただいて、判断を仰ぐというかっこうをとらせていただきたいと思いますけども。

2 番（福田委員）

そのとおりだ。ここまで来て事務局任せというわけにはならない。

議長（倉敷委員）

そうしますと、ここの役員さんで調査委員というようなものを作って、そうして地元の委員さんとの中から選出した委員さんと白浜土地改良区さんと協議の場をもって決めてみたらどうでしょうか。

9番（森中委員）

調査委員といいますと。それは、部会長さんと副部会長さんが、最終的にまとめてもらわないといけないので、その辺でお願いするということからしかないと思います。

議長（倉敷委員）

決められれば、出来るかでどうか、努力はしてみますが、相手があることですので。やれといわれれば会長。

仲田会長

部会長さんと、高西さんにもそれなら。4名で。

2番（福田委員）

地元委員でいえば林原委員さん。

11番（林原委員）

私が思っているのは、もう一回白浜土地改良区の役員会をやってもらうことで私も参加させてもらって、それと理事長さんと他の役員さんの意見を確認したいと思います。

議長（倉敷委員）

そういたしますと、正副部会長と高西委員と林原委員の4名を選出して、これから改良区とも相談して、良い結論が出るように努力してみますのでいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

9番（森委員）

それで次の部会で再協議するということですか。

議長（倉敷委員）

そうなりますね。次の部会でそれまで協議した話をもって、皆様方に報告して結論をだすと。そういうことでどうでしょうか。

（はいの声あり）

議長（倉敷委員）

ではこの件につきましては。

そういたしますと、続きまして、10 ページ、議案第 4 3 号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により決定を求めます。

11 ページ、利用集積計画総括表がございます。今回は、転貸を除く利用権設定が 35 件でございます。

それでは、13 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 1-1 について審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第 2 4 条第 2 項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

（石橋委員退席）

議長（倉敷委員）

そういたしますと、番号 1-1 について事務局、説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

はい、初めに議案の訂正をお配りしております。13 ページの 1-2、1-3、1-4 が取下げが出ましたので、この 3 件につきましては削除をお願いしたいと思います。それに伴いまして、総括表が変更となっておりますので、差し替えをお願いします。

そういたしますと、番号 1-1 ですが、再設定でございます。経営面積は 796a でございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただいま番号 1-1 について事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

番号 1-1 の審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

（石橋委員着席）

議長（倉敷委員）

続きまして、番号**1-5**から**22**ページ番号**1-38**まで一括して審議いたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

そうしますと、**1-2**、**1-3**、**1-4**が削除になりましたので、**14**ページ、番号**1-5**から説明します。番号**1-5**は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、**324 a**となっております。

番号**1-6**は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、**200 a**となっております。

番号**1-7**は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、**362 a**となっております。

番号**1-8**は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、**248 a**となっております。

番号**1-9**は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、**153 a**となっております。

番号**1-10**は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人は先ほどと同じ人です。

番号**1-11**は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人は先ほどと同様でございます。

番号**1-12**は、借り人の規模拡大の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、**403 a**となっております。

16ページ、**1-13**は借り人の要望、**1-14**は貸し人の農業廃止による設定でございます。借り人は、認定農業者ですが、経営面積は、**784 a**でございます。

番号**1-15**から番号**1-19**までは、再設定でございます。

番号**1-20**は、貸し人の耕作不便等による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は**214 a**となっております。

18ページ、番号**1-21**は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人は先ほどと同じ方です。

番号**1-22**から**1-26**までは、再設定でございます。

番号**1-27**は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、**295 a**となっております。

20ページ、番号**1-28**は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人は先ほどと同じ方でございます。

番号**1-29**から番号**1-34**までは、再設定です。

番号**1-35**、次ページ**1-36**は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、**90 a**と

なっております。

番号**1-37**は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人は先ほどと同じ方です。

番号**1-38**は、再設定でございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から番号**1-5**から番号**1-38**まで説明がありましたが、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

24 ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号**28**から**25** ページ、番号**32**までの**5**件を受理しております。

続きまして、**26** ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号**40**から**28** ページ番号**50**までの**11**件を受理しております。

続きまして、**29** ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号**11**から**30** ページ番号**15**の**5**件を受理しております。

続きまして、（4）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、**31** ページのとおり、鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、**32** ページ、（5）農地転用現況確認書の交付について、番号**37**から**33** ページ番号**45**までの**9**件を交付しています。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと慎重審議ありがとうございます。県農業会議の報告をさせていただきましたが、4条関係はございませんでし

た。5条関係すべて許可になっております。

そして、議案書と同封してありました「農業農村の現場からTPP問題を考える」アンケート調査票が入っておりますが、できますればこの場で、簡単なアンケートでございますので、記入をいただきたいと思っております。それを集計して1月21日に県農業会議開催日に各委員会が報告をし、また皆さんからいただいたこのアンケートを基に、なるべく各自治体にこの結果を要請するようという話でした。以上でございます。

議長（倉敷委員）

そういったしますと、調査票は帰る前に事務局に提出願います。

本日予定していました審議は以上ですが、議題などの追加等はございませんでしょうか。

ないようですので、それでは事務局からなにか連絡事項あるでしょうか。

事務局（松浦主査）

（以下連絡事項を説明）

- （1） 建議について、
- （2） 合同部会について
- （3） 平成23年農作業労働標準賃金について
- （4） 配布資料
- （5） その他、農地利用集積円滑化事業の事業内容等の説明会開催について

仲田会長

14日にこの建議書を市長に提出いたしますが、その際に今日或いは11日にいただくアンケートを基にこの趣旨と、そしてこの大雪の被害の対策について、市長に善処方をお願いしたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（倉敷委員）

ほかにありませんか。ないようでしたらこれをもちまして第70回農地部会を終了いたします。

皆さん長い間慎重審議いただきましてありがとうございました。

閉 会 午後 5 時 5 分